

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第62号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則（昭和49年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 （略）				別表第 2 （略）			
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)				(略)			
4 確認済証の写し及び検査済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けなければならない場合に限る。）			建築基準法第6条第4項の <u>規定による</u> 確認済証の写し及び同法第7条第5項の <u>規定による</u> 検査済証の写し（住宅の新築の工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けようとする場合にあっては、確認済証の写し）	4 確認済証の写し及び検査済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けなければならない場合に限る。）			建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の確認済証の写し及び同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し（住宅の新築の工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けようとする場合にあっては、確認済証の写し）
(略)				(略)			
別表第 2 の 3 （略）				別表第 2 の 3 （略）			
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)				(略)			
5 確認済証の写し			建築基準法第6条第4項の <u>規定による</u>	5 確認済証の写し			建築基準法第6条第4項若しくは第

			<u>る</u> 確認済証又は同 法第18条第3項の <u>規定による</u> 確認済 証の写し				<u>6条の2第1項の</u> 確認済証又は同法 第18条第3項 <u>若し</u> <u>くは第4項の</u> 確認 済証の写し
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。